

**鳥取県告示第 551 号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 20 年 8 月 1 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目 220）において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 8 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大谷曹源寺 線	東伯郡三朝町大字上西谷字入江384-1 地先から同大字 字烏帽子岩11-1 地先まで	変更前	4.0~24.5	251.0
		変更後	8.0~40.0	246.0